

消 防 予 第 5 2 9 号
平成21年12月21日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査結果及び第2回
フォローアップ調査の実施等について

標記については、平成21年9月16日付け消防予第390号により照会し、回答いただいたところですが、この度、同年10月31日を基準日とした調査結果（以下「フォローアップ調査結果」という。）を別添1のとおりまとめました。

フォローアップ調査結果によると、消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められる施設が約7割に達していることから、引き続き関係機関と連携し、一層の違反是正の徹底をお願いします。

また、下記のとおり第2回フォローアップ調査を実施することといたしますので、この趣旨をご理解のうえ御回答をお願いします。

なお、社会福祉各法に法的位置付けのない施設等の防火安全体制の確認については、平成21年3月25日付けでご連絡しているところではありますが、去る10月20日付けで厚生労働省社会・援護局保護課長から各都道府県民生主管部局長あてに別添2のとおり通知されておりますので、各消防機関においては、この旨ご了知のうえ、生活保護の実施機関をはじめとする関係機関との連携・協力についても適切に対応されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の関係市町村に対してこの旨周知するようお願いいたします。

本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査対象及び調査内容

フォローアップ調査結果により報告された未届の有料老人ホームについて、別添3の記入要領を参照の上、各調査内容について平成22年4月30日現在の状況を回答願います。

なお、前回の調査において未届の有料老人ホームの存在が認められなかった消防本部及び都道府県においては今回フォローアップ調査を実施する必要はありません。

また、未届の有料老人ホームに対しては、福祉部局及び建築部局においてもフォローアップ調査が実施される予定ですので、引き続き両部局と連携を図りながら調査を行うようお願いいたします。

2 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部含む。）

調査様式（※別途メールにて送付します。）に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

調査様式を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

3 備考

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

(2) 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

4 回答期限

平成22年5月21日（金）

総務省消防庁予防課 村井・篠木 (e-mail : h.shinoki @soumu. go. jp) 電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533

未届有料老人ホームに関する主な消防法令違反の状況(都道府県別集計)

平成21年10月31日現在

都道府県	4月30日時点 未届施設数*		何らかの消防法令 違反		スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練の実施		
	4月30日 以降届 出済施 設数	4月30日 以降届 出済施 設数	違反 施設数	違反率	対象 施設数	違反 施設数	違反率	対象 施設数	違反 施設数	違反率	対象 施設数	違反 施設数	違反率
北海道	13	13	8	61.5%	5	0	0.0%	13	0	0.0%	13	5	38.5%
青森	6	1	4	66.7%	5	0	0.0%	6	1	16.7%	5	3	60.0%
岩手	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
宮城	1	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
秋田	5	0	2	40.0%	3	1	33.3%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
山形	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
福島	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
茨城	6	1	6	100.0%	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	5	83.3%
栃木	16	13	13	81.3%	13	1	7.7%	16	0	0.0%	15	8	53.3%
群馬	21	8	18	85.7%	10	1	10.0%	20	0	0.0%	18	8	44.4%
埼玉	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
千葉	39	6	26	66.7%	24	3	12.5%	37	3	8.1%	34	14	41.2%
東京	44	5	31	70.5%	13	0	0.0%	42	2	4.8%	32	0	0.0%
神奈川	87	26	69	79.3%	47	9	19.1%	78	5	6.4%	75	39	52.0%
新潟	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
富山	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
石川	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
福井	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
山梨	2	0	1	50.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
長野	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
岐阜	12	12	9	75.0%	6	0	0.0%	12	2	16.7%	8	3	37.5%
静岡	7	1	2	28.6%	7	1	14.3%	7	1	14.3%	7	1	14.3%
愛知	12	4	6	50.0%	8	0	0.0%	12	2	16.7%	12	4	33.3%
三重	15	13	10	66.7%	4	0	0.0%	12	3	25.0%	11	4	36.4%
滋賀	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
京都	3	1	2	66.7%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	2	1	50.0%
大阪	5	2	1	20.0%	4	0	0.0%	5	0	0.0%	5	1	20.0%
兵庫	10	6	3	30.0%	7	0	0.0%	9	0	0.0%	9	1	11.1%
奈良	5	5	2	40.0%	0	0	0.0%	5	0	0.0%	3	1	33.3%
和歌山	1	0	1	100.0%	0	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0	0.0%
鳥取	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
島根	1	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%
岡山	14	13	12	85.7%	7	1	14.3%	10	0	0.0%	8	2	25.0%
広島	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
山口	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
徳島	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
香川	2	1	1	50.0%	0	0	0.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
愛媛	16	8	10	62.5%	6	1	16.7%	11	1	9.1%	10	6	60.0%
高知	3	3	2	66.7%	2	1	50.0%	2	1	50.0%	3	1	33.3%
福岡	12	2	6	50.0%	2	0	0.0%	11	0	0.0%	10	1	10.0%
佐賀	9	4	5	55.6%	3	0	0.0%	8	0	0.0%	7	3	42.9%
長崎	2	2	0	0.0%	0	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
熊本	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
大分	3	3	1	33.3%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	1	33.3%
宮崎	1	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
鹿児島	10	10	7	70.0%	0	0	0.0%	9	0	0.0%	8	3	37.5%
沖縄	19	10	18	94.7%	4	2	50.0%	19	2	10.5%	17	13	76.5%
合計	402	176	276	68.7%	186	21	11.3%	369	24	6.5%	333	129	38.7%

*: 4月30日以降、新規設置・廃止された施設等は、調査対象としておりません。

社援保発1020第1号
平成21年10月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局 保護課長

生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について

今般、生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下、「未届施設」という。）については、平成21年1月1日時点での実態を報告いただき、社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設（以下、「無料低額宿泊所」という。）については、平成21年6月30日時点の実態を報告いただき、別添のとおりとりまとめたところである。

また、近年、このような施設においては、防火安全体制の不備等について一部不適切な事案が見受けられたところである。

これらの状況を踏まえ、特に下記の事項について留意の上、管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いする。

別添の調査結果により、不適切な事項があった施設については、都道府県本庁等からの指導内容及び改善状況等に関して、別途調査を行うこととしているので、ご了解願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

- 1 訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援について
保護の実施機関においては、未届施設や無料低額宿泊所に居住する被保護者に対しても少なくとも年に2回以上の訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、居住環境や施設における処遇について随時確認すること。
その際、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合については、関係機関と連携し、より適切な他の施設への転居を促すこと。
また、居宅生活ができると認められた場合は、公営住宅等への転居の支援に努めること。
- 2 防火安全体制の確認の協力について
上記訪問調査の結果については、所轄の消防署等と連携の上、適宜必要な情報提供を行い、防火安全体制の確認についての協力を努めること。
なお、本件について総務省消防庁と協議済みである。
- 3 未届施設に関する関係部局との連携について
日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすること。
なお、届出に関する事務は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行うこととなるため、都道府県等の生活保護の担当部局が生活保護受給者が利用する施設に関する情報を一括して管理した上で、都道府県等の施設の担当部局と連携を図ること。
- 4 生活保護費の適正な交付について
生活保護費のうち、住宅扶助等については代理納付を認めているものの、生活扶助については、生活保護法第31条第3項に規定するとおり、原則、生活保護受給者本人に対して交付するものである。
生活保護法第31条第4項及び第5項の規定に該当する場合に限り、生活扶助を施設の管理者等に直接交付できるとされているが、未届施設及び無料低額宿泊所については、基本的に当該規定に該当しないため、必ず本人に交付すること。
また、生活保護受給者が、施設との契約に基づき、交付を受けた保護費の管理を施設に委託する場合であっても、本人の意思に反して強制的に保護費から利用料等の名目で全部又は一部が第三者に差し引かれるといった事態がないよう十分留意すること。
なお、金銭管理契約を締結する場合は、施設が各利用者の現金出納簿を作成

し、個人毎に管理を行うよう指導すること。

5 無料低額宿泊所の収支状況の公開について

無料低額宿泊所については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知）において、「貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3ヶ月以内に公開すること」としており、本取扱いは事業経営の透明性の確保、さらには利用者の処遇の確保のため、特に留意すべき事項であり、無料低額宿泊所に対する指導を徹底されたい。

社会福祉施設等の防火安全対策に係るフォローアップ調査様式の記入要領

調査様式1について

- ・調査の実施にあたっては、福祉部局、建築部局と可能な限り連携を図って下さい。
- ・新規に確認された未届け有料老人ホームについては、今回のフォローアップ調査の対象外ですので、記載しないで下さい。
- ・廃止、用途変更により調査対象の非該当となった施設については、削除しないで整理番号に取消し線を引いて下さい。
- ・各施設データについては、変更部分について上書きして下さい。
- ・老人福祉法第29条の届出がされた場合は、整理番号のセルを黄色で塗りつぶして下さい。

各調査項目の内容について次の区分により記入願います。

「(7) 防火対象物全体 建物構造」

- 1 木造建築物 ……柱及びはりが主として木造のものをいい、防火構造のものを除く。
- 2 防火構造 ……屋根、外壁及び軒裏が建築基準法第2条第8号に定める構造のものをいう。
- 3 準耐火建築物（木造）……建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、柱及びはり
が主として木造のものをいう。ただし、同号口に定めるもの
のうち柱及びはりの一部が木造のものを除く。
- 4 準耐火建築物（非木造）……建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、上記3以
外のものをいう。
- 5 耐火建築物 ……建築基準法第2条第9号の2に定めるものをいう。
- 6 その他 ……上記1から5に掲げる建築物以外のものをいう。

「(8) 消防用設備等」

- ・「消火器具」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」
 - 0 ……設置義務無し設置無し
 - 1 0 ……設置義務無し設置有り
 - 2 0 ……設置義務有り違反無し
 - 2 1 ……設置義務有り違反有り
 - 2 2 ……設置義務有り未設置
 - 3 0 ……設置義務有り代替え免除
 - 4 0 ……設置義務有り特例適用
 - 5 0 ……経過措置中 設置有り
 - 6 0 ……経過措置中 設置無し
- ・「屋内消火栓設備」、「非常警報設備」、「排煙設備」、「避難器具」、「誘導灯」及び「その他の消防用設備」
 - 0 ……設置義務無し設置無し
 - 1 0 ……設置義務無し設置有り
 - 2 0 ……設置義務有り違反無し
 - 2 1 ……設置義務有り違反有り
 - 2 2 ……設置義務有り未設置
 - 3 0 ……設置義務有り代替え免除
 - 4 0 ……設置義務有り特例適用

「(9) 防火管理等」

- ・「防火管理者」
 - 1・・・選任
 - 2・・・未選任
 - 3・・・義務無し
- ・「消防計画」
 - 1・・・届出済
 - 2・・・未届
 - 3・・・義務無し
- ・「消防訓練」
 - 1・・・実施
 - 2・・・未実施
 - 3・・・義務無し
- ・「防災規制」
 - 1・・・義務有り違反無し
 - 2・・・義務有り違反有り
 - 3・・・義務無し

「(10) 消防用設備等点検報告」及び「(11) 防火対象物点検報告」

- 1・・・報告済
- 2・・・未報告
- 3・・・義務無し

「(12) 避難管理」

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

「(13) 使用開始届け」

- 1・・・届出済
- 2・・・未届

「(14) その他の消防法令違反」及び「(15) 建築基準法令違反」

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

「(16) 違反処理等の状況」※最新の状況で記入して下さい。

- 1・・・行政指導
- 2・・・警告
- 3・・・命令
- 4・・・特に対応なし